

特別定額給付金 よくある質問

問1 申請書には何を書けばよいですか。

答1 世帯主（申請・受給者）欄に、記入日・世帯主の氏名（フリガナ）・生年月日・現住所と日中連絡が取れる電話番号をお書きください。

次に給付対象者の氏名と生年月日をご確認いただき、申請（請求）対象者数に名前が印字してある方の人数をお書きください。

その次に受取口座記入欄に振込を希望される口座の金融機関名・支店名・口座種目・口座番号（右詰めで記入し、7桁に満たない場合は、頭に0を入れてください）・口座名義人のカナをお書きください。

最後に、裏面に世帯主の本人確認書類（運転免許証・健康保険証・在留カード等のいずれか一つ）の写しと振込を希望される口座を確認できる書類（通帳またはキャッシュカード）の写しを貼りつけてください。

以上で申請書は出来上がりです。後は同封の返信用封筒でご提出ください。（返信用封筒に切手はいりません）

問2 印鑑はいりますか。

答2 本人が自筆でお名前を書かれるのであれば、印鑑は必要ありません。

問3 給付対象者の氏名欄にもれている者がいます。

答3 今回の申請書は令和2年4月27日時点の住民票上の世帯状況を印刷してあります。同居されていても世帯分離等で別の申請となる場合があります。なお、こちらで世帯の状況はお答えできませんので、住民票を取っていただいでご確認くださいませすようお願いいたします。（令和2年4月27日以前にさかのぼって転入届を出した等で新たに対象となる方は、今回の申請書には名前が漏れていますが、後日その方の申請書を発送する予定です）

問4 4月27日以降に死亡した者の特別定額給付金は受け取れますか。

答4 次の状況により、判断されます。

- 1 死亡した者が世帯主以外の場合
世帯主の方が、死亡した方の分も含めて申請、受給できます。
- 2 死亡した者が世帯主で同じ世帯に家族がいる場合

- ① 申請書提出前に死亡
新たに世帯主となった方が申請者として死亡した方の分を含めて申請、受給できます。
 - ② 申請書提出後に死亡
死亡した世帯主あてに特別定額給付金が支給されます。(相続財産となります。)
- 3 死亡した者が世帯主で単身世帯の場合
- ① 申請書提出前に死亡
申請できる者がいないため、申請、受給することはできません。(親族や相続人が申請することもできません。)
 - ② 申請書提出後に死亡
死亡した世帯主あてに特別定額給付金が支給されます。(相続財産となります。)

問5 間違って記載してしまいました。

答5 二重線で取り消して、正しい内容を改めて書いてください。(訂正印はいりません)

問6 希望しない欄にチェックをしてしまいました。

答6 二重線で取り消してください。誤ってチェックされたことが確認できれば支給の対象として取り扱います。

問7 本人確認書類は何を用意すればよいですか。

答7 (別添市民課の本人確認の資料をご覧ください。)
1号書類及び2号書類(イ)で例示している書類の写しのいずれか1点のみを添付してください。
※原本は絶対に送らないでください。

問8 本人確認書類が何もない場合はどうすればよいですか。

答8 本人宛の公共料金の領収証、振込口座確認書類、本人宛郵便物など、本人であることが推定できる文書(氏名、住所が確認できるもの)の写しを2つ

以上コピーして提出してください。(この場合、1点のみは不可です。)

問 9 本人確認書類の写しは必ずつけなければなりませんか。

答 9 必ずつけてください。添付がない場合不備書類として写しの提出があるまで受付できなくなり、特別定額給付金のお受け取り時期が遅れることにもなりますのでご注意ください。

問 10 口座確認の書類の写しは必ずつけなければなりませんか。

答 10 必ずつけてください。添付がない場合、誤った口座情報を記入されても修正できません。(確認書類が添付されていれば、こちらで誤りを修正します) 特別定額給付金のお受け取りの時期が遅れることにもなりますのでご注意ください。

問 11 口座がないので給付金を窓口で受け取れますか。

答 11 まずは、口座を作成していただくようお願いします。どうしても口座が作れない場合、同一世帯の構成員で口座をお持ちの方が代理で受給するようお願いします。(代理受給の手続き等は、問 23、24を参照してください。)

受給の代理人もいない場合、口座記入欄を空欄のままとし、余白に受取口座なしと記載してください。後日、現金での支給手続き等についてご案内します。

なお、現金での支給を希望される場合、お受け取りのご連絡等で、口座振込より日数がかかりますことをあらかじめご了承ください。

問 12 法人名義の口座で受け取ることはできますか。

答 12 法人名義の口座は振込先口座にご指定いただけません。

問 13 申請書が届かない。

答 13 郵便が戻っている可能性がありますので、コールセンターへお尋ねください。(定額給付金コールセンター 076-411-4332)

なお、5月25日までにオンラインで申請された方や世帯主でない方

には申請書は郵送しておりません。

問 1 4 申請書を再発行してほしい。

答 1 4 コールセンターでお名前、ご住所、生年月日をお聞かせください。申請書の再発行にはしばらくお時間をいただきます。なお、再発行のお申し出をいただいた場合、以前の申請書が見つかって、そちらは使えません。再発行の申請書がお手元に届くのを待って、申請されますようお願いいたします。（当初の申請書は破棄してください。）

問 1 5 オンラインで申請したのに郵送による申請書が届きました。

答 1 5 申し訳ありません。5月26日以降にオンライン申請した方には行き違いでお送りしています。なお、オンラインで行われた申請は順次審査を行っています。郵送による申請書はお使いになりませんようお願いいたします。（重複申請になると支給が遅れる要因となります）

問 1 6 申請書を住民票がある住所と別の場所に送ってください。

答 1 6 申し訳ありませんが、住民票住所と別の場所へお送りすることはできません。別の場所への配達をご希望される場合は、郵便局の転送サービスをご利用ください。

問 1 7 自分の分は自分で受け取りたいのですが。

答 1 7 申し訳ありませんが、今回の特別定額給付金は世帯主の方が世帯員の方を含めて申請・受給することとされているため、ご自分の分のみをご申請いただくことはできません。

問 1 8 家族と疎遠になっていて受け取りに行けないのですが。

答 1 8 申し訳ありませんが、今回の特別定額給付金は世帯主の方が世帯員の方を含めて申請・受給することとされているため、ご自分の分のみをご申請いただくことはできません。

問 1 9 外国人は申請、受給できますか。

答 1 9 基準日（令和 2 年 4 月 2 7 日）時点で住民登録がある方は外国籍でも申請、受給できます。

問 2 0 在留期間が満了し、住民登録が削除された場合は申請できませんか。

答 2 0 4 月 2 8 日以降に在留期間が満了し、住民登録が削除された場合は支給対象者として申請、受給することができます。

問 2 1 基準日以前に在留資格が変更された場合は申請できませんか。

答 2 1 基準日以前に在留資格が「短期滞在」に、又は、在留期間が 3 か月以内に変更され、住民登録が削除された場合でも、基準日に日本国内で居住し、基準日以後に再度在留資格や在留期間が変更となり、改めて住民登録がされた場合は、支給対象者となります。

問 2 2 オンライン申請をしたが、申請漏れがあったので追加で申請できますか。

答 2 2 申請漏れのあった方には後日郵送による申請書を送ります。なお、申請書の再発行にはしばらくお時間をいただきますのであらかじめご了承ください。

（世帯主の氏名、住所、生年月日、連絡先をコールセンターまでご連絡ください。）

問 2 3 代理で申請（受給）する場合の手続きを教えてください。

答 2 3 申請（受給）を代理人にお願いするときの申請書類の作成方法は次のとおりです。

1 申請者（世帯主）から代理人への委任状を作成

※ 申請書の裏面に委任欄がありますので、そちらに代理人となる方の氏名及びフリガナ、申請者との関係、生年月日、住所を書き、委任する内容（申請・請求、受給、申請・請求及び受給のいずれか）を選択し、○をつけ、世帯主の氏名を自署してください。（自署の場合、印鑑は省略可）

2 申請者本人確認書類 写し 貼付け欄に世帯主と代理人の本人確認

書類をつけてください。

- 3 合わせて申請者との関係を証明する書類（同一世帯の方が代理人となる場合は省略可）の写しをつけてください。（例：別居の親族は戸籍謄本、民生委員は民生委員の身分証明書、施設職員は入所契約書の写し等）

※ 法定代理人（成年後見人、保佐人及び補助人）が代理人となる場合、登記事項証明書（申請の日付から3月以内に発行されたものに限る）の写しが添付されていれば、1の委任状は省略可能です。

問24 代理の内容によって、申請書の書き方はどう違うのですか。

答24 次のとおりとなります。

1 申請・請求の代理

世帯主欄に代理人となる方の氏名、生年月日、現住所をお書きいただき、代理人と世帯主の関係について1から3より選び、○で囲んでください。

受取口座記入欄は、代理人ではなく、世帯主名義の口座を書いてください。

2 受給の代理

世帯主欄は、代理人ではなく世帯主の方の氏名、生年月日、現住所をお書きいただき、代理人と世帯主の関係について1から3より選び、○で囲んでください。

受取口座記入欄は、代理人名義の口座を記入し、口座確認書類も代理人名義のもの写しを貼ってください。

3 申請・請求及び受給の代理

世帯主欄には代理人となる方の氏名、生年月日、現住所をお書きいただき、代理人と世帯主の関係について1から3より選び、○で囲んでください。

受取人口座記入欄は、代理人名義の口座を記入し、口座確認書類も代理人名義のもの写しを貼ってください。

※ 1～3のいずれの事例も問24でお示した書類の作成、貼りつけが必要です。

問 2 5 窓口で申請書を提出できますか。

答 2 5 窓口での申請書の受付対応は行いません。郵送でのご提出にご協力をお願いいたします。

問 2 6 窓口で申請書を提出できないのはなぜですか。

答 2 6 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、特別定額給付金の事務作業は本庁舎以外の別の場所で行っており、郵送された分のみをそこで受け取っています。その場所に直接お持ちいただくこともできません。(場所も公表できません)

※感染予防対策として、作業者の体調管理、三密を避ける作業環境、作業中に部外者と接触することを極力減らし、感染のリスクを避けています。

問 2 7 申請書を出すのですぐに特別定額給付金を受け取れますか。

答 2 7 申請書が所定の審査等を経たうえで口座振込にて特別定額給付金は支給されます。その場で直ちに現金をお渡しすることはできませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

問 2 8 申請書を提出したが届いていますか。

答 2 8 現在、多くのご申請をいただいております、確認することができません。ご理解いただきますようお願いいたします。

問 2 9 申請してから振込までどれくらいかかりますか。

答 2 9 多数の申請をいただくことが予想されるため、日数がかかる見込みです。概ね3週間程度を見込んでおりますが、郵送申請の受付開始直後は相当数の申請が見込まれ、場合によっては遅れる可能性もございます。できる限り速やかな支給に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

問 3 0 振込の初回はいつ頃になりますか。

答 3 0 郵送による申請は 6 月 9 日から順次支払いを予定しています。

問 3 1 振込日などの案内はないですか。

答 3 1 審査が終了し、支給が決まりましたら「特別定額給付金支給決定通知兼振込通知書」(ハガキ形式)をお送りします。そこに振込予定日、振込予定金額、振込口座、支給対象者氏名が明記してあります。
そちらでご確認いただきますようお願いいたします。

問 3 2 特別定額給付金本部から電話で、口座番号や世帯の構成員の状況を聞かれました。また、口座番号を確認するため、担当者が訪問するといわれたが大丈夫ですか。

答 3 2 軽微な間違いをお知らせするため、電話をすることがありますが、個人情報(世帯構成や生年月日など)や口座情報(口座番号やキャッシュカードの暗証番号など)を電話でお聞きすることはありません。口座番号等個人情報の確認が必要な場合は、郵便でのやり取りで行っております。

担当者がご自宅を訪問することは絶対にありません。訪問することを伝えられた場合は、詐欺の疑いが非常に高いです。この場合は、すみやかに警察にご連絡いただきますようお願いいたします。あなたの身をまもるためです。